第十二条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　溶接工程表

五　検査を受けようとする事項、期日及び場所

第十二条に次の三項を加える。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第十五条第四項中「及び写し一通」を削る。

第十六条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め同条に次の各号を加える。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　検査を受けようとする事項、期日及び場所

第十六条に次の三項を加える。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　検査を受けようとする事項、期日及び場所

五　検査を受けようとする容器又は管の構造図

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第十五条第四項中「及び写し一通」を削る。

第十六条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め同条に次の各号を加える。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　溶接工程表

五　検査を受けようとする事項、期日及び場所

第十二条に次の三項を加える。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第十五条第四項中「及び写し一通」を削る。

第十六条中「機構」を「原子力規制委員会」に改める。

第十七条中「機構」を「原子力規制委員会」に改める。

第十九条第三項中「及び写し一通」を削る。

第二十条の二を次のように改める。

第二十条の二　削除

第二十条の三の見出しを「（施設定期検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第五十一条の十第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第二十条の四を削る。

第二十四条中「、法第五十一条の十一」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第三十四条第四項中「及び写し一通」を削る。

第三十五条第三項中「正本及び写し各一通」を「正本一通」に改める。

第四十一条中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に改める。

別記様式第二表面中「第68条第7項」を「第68条第6項」に改める。

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2　原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第46条の2第1項若しくは第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。